

申2号『運輸職場における運転士から車掌への 部内運用中止を求める緊急申し入れ』

労使の合意形成がないまま、安全を脅かす「部内運用」を

一方実施!

東労組本部は、横浜地本管内で端を発した「運転士から車掌への部内運用」に対し、申2号「運輸職場における運転士から車掌への部内運用中止を求める緊急申し入れ」を、のべ30時間を越える8回の団体交渉を行い、「要員不足を理由とした運転士から車掌への部内運用反対」の姿勢を一切崩さずたたかってきました。

しかし、今交渉で会社は「部内運用については業務上の必要がある場合は可能」との認識を変えませんでした。そして、「究極の安全」を経営構想等で掲げつつも、水戸支社管内で実施された「営業列車を使ったクイックラダー訓練」に対し「最低限の安全措置を取っていたから問題ない」という認識を示し、さらには「線見も訓練も行っていない運転指導が営業列車で車掌業務を行っていた事象」について、「現場長が乗務できると判断したから問題ない」という認識を示すなど、安全に対する課題でも対立しました。

このような状況の中、交渉の中で対立した項目を整理するため、交渉終了後も労使での議論を繰り返しおこなってきましたが認識の一致が見られず、本日会社から「(部内運用に向けた)準備に入る」と通告されました。

この間、JR 東労組 と JR 東日本会社の間で、意見が食い違うことはありましたが、「労使共同宣言」の精神や、「施策実施に関する確認メモ」における「労使の合意形成」に向けて労使双方が努力し合い、労使の合意形成のもと施策を進めてきました。しかし、今回会社は、度重なる組合からの指摘も受け止めず、「一方実施」しました。「安全」よりも「施策実施」を優先したのです。

東労組本部は、今回の会社の判断に対し、怒髪衝天の思いであり、断じて認めません。

これまで職場から支えていただいた全組合員に対し「感謝」を表すとともに、17春闘や今後のたたかいに向けて、全組合員の結集を訴えます。

「労使共同宣言」「施策実施に関する確認メモ」違反だ!
「一方実施」を断じて許さず、17春闘 安全再確立のたたかいに決起しよう!!